

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 5 年 3 月 31 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

記

1 平成 30 年度第 1 期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（健康福祉部高齢者支援課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>補助金等について</p> <p>補助金等が交付されている団体について、その補助金額を上回る繰越金が生じている団体が見受けられた。</p> <p>地方自治法第 232 条の 2 では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、公益上の必要性や公平性等を踏まえ、補助対象や金額が妥当であるかという点について適切に判断する必要がある。</p> <p>今回のような補助金額を上回る繰越金が生じている状況を看過していることは、本来補助金が交付される必要があるのか甚だ疑問である。</p> <p>繰越金の限度額を認める必要性があるのであれば、補助の目的や対象、繰越金の取扱い等について、補助要綱等を規定し、基準を明確にすべきである。</p>	<p>老人クラブ補助金については、福岡県高齢者社会活動推進等事業費補助金（令和 4 年度：31,000 円/単位クラブ ※補助額は県の予算の範囲内）を財源として、太宰府市長寿クラブ連合会に加盟している単位クラブ毎に年間 51,840 円を交付しています。</p> <p>近年、介護予防並びに地域包括ケアシステム構築の観点からも単位クラブ活動の活性化は重要な要素ですが、会員の高齢化に伴う活動の衰退が大きな課題となっています。</p> <p>老人クラブ関係事業については、平成 29 年度から高齢者支援課の所管となりましたが、それまで補助金交付規則が存在しなかったことから、29 年度中に制定するなど、一定の改善は行ってきたところです。しかしながら、ご指摘の単位クラブにおける補助金額以上の繰越金の存在については、認識はしているものの従来通り交付している状況です。</p>	<p>R4. 12. 14</p>

	<p>本件について、長寿クラブ連合会の事務局に対し問題提起を行い一定の理解は示されたものの、「年度当初の資金繰りのための繰越」「周年事業に備えた繰越」等、各クラブそれぞれの理由があり、繰越金の内容を精査したうえで慎重に議論する必要があるといった意見を頂いています。</p> <p>令和3年度は「太宰府市老人クラブ等補助金交付規則」の内容見直しの検討を行ったものの、改正には至りませんでした。</p> <p>令和4年度も引き続き他市状況等の情報収集に努めながら、規則改正の検討を行っているところです。</p>	
--	---	--

2 平成30年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（健康福祉部福祉課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>補助金交付規程について</p> <p>本市の補助金は、国が実施する「高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱」及び「高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）執行方針」に準じて交付されており、手続きも同様であるとの説明であった。</p> <p>しかし、市の補助金交付規程には補助対象事業、補助対象経費に関する記載がない。</p> <p>補助金交付規程の中で、補助対象事業、補助対象経費を明確に定めるべきである。</p>	<p>令和3年4月1日に「太宰府市補助金等交付規則」が施行されたことから、これに沿って「公益社団法人太宰府市シルバー人材センター補助金交付規程」についても指摘事項を踏まえ内容の検討作業を進めています。インボイス制度の導入に伴う影響に対する国の動向を見つつ改定作業を行う予定です。</p>	R4.12.6
<p>補助金交付の適正な審査について</p> <p>福祉課は、本補助金の交付決定にあたって、国による補助金と同じ補助基準で実施していることから、国の補助金交付の採択をもって、市の補助金交付決定としている。また、国へ提出された補助金実績報告書を市補助金に対する正しい実績報告書と見做し、市として実質的な審査を行っていないか</p>	<p>補助金申請の際必要な提出資料等についても、補助金交付規程の改定時に補助対象事業経費の明確化と併せて整理・検討し、適切な審査を目指します。</p>	R4.12.6

<p>った。</p> <p>補助金執行の適正性を判断するためには、事業内容や収支計算書を精査し、補助金の積算根拠を明確にするとともに、補助金の対象経費であるかを実際に帳簿及び領収書等で確認すべきところである。</p> <p>補助金は、市が支出しているものであり、補助目的が達成できているのか事業実績を確認し、指導を行うなど補助金交付の適正な審査を行われたい。</p>		
---	--	--

3 令和3年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（総務部管財課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>いきいき情報センターの管理の一元化について</p> <p>令和2年度第2期定期監査及び行政監査において、いきいき情報センターの一元的な管理体制が望ましいため、早急に関係する所管課と協議を行い、いきいき情報センターの建物全体を管理する責任者を定められたい旨指摘したところであるが、監査指摘事項措置状況報告書では、文化スポーツ振興財団の指定管理期間が令和4年度末となっていることをふまえて関係部署（管財課、文化学習課、文化スポーツ振興財団）の協議を継続することであった。</p> <p>しかしながら、土地、建物から生じる諸問題（設備管理、衛生管理など）に対応する責任を明確にするため一元的な管理体制が望ましいことから、まずは、契約期間の満了を待つことなく指定管理契約を変更し、現在の契約相手方である文化スポーツ振興財団に一元管理させることや、又は、管財課において一括管理することなども含めて検討すべきである。</p>	<p>監査指摘事項を受け、令和3年度に管財課、文化学習課、（公財）太宰府市文化スポーツ振興財団と協議を重ねました。</p> <p>一括管理の必要性はどの部署も感じているところではあるが、（公財）太宰府市文化スポーツ振興財団の指定管理期間中であるため、契約額の増減が生じるなど財政的な課題があり、管財課がいきいき情報センター全体の管理をする場合においても、予算面や人員配置面の課題がありました。</p> <p>これらの課題について、協議を行い、4月から、文化学習課に移管し、（公財）太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者とし、太宰府市いきいき情報センターを一括管理とするよう進めています。</p>	R4.12.8

4 令和4年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（市民生活部環境課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>太宰府北寿苑跡地の活用について</p> <p>令和2年度第1期定期監査及び行政監査の指摘事項「太宰府北寿苑跡地の活用について」の措置方針について、令和4年6月9日付で通知を受理した。この通知において、今後地元との協議を継続し、当該跡地の活用について検討を進めるとのことであるが、このような状況が長期に継続すれば、多額の管理経費がかかることとなり、遊休地の有効な活用の観点からも早急な解決を図られたい。</p>	<p>北寿苑の跡地活用に関しては、引き続き北谷区自治会と協議を行っています。しかし、地元の希望や、北寿苑の跡地の立地（レッドゾーンなど）の問題などがあり、まだ決まっていません。今後も協議を継続し、北寿苑跡地活用について検討を進めます。</p>	<p>R4.12.6</p>

監査の結果及び措置状況（総務部地域コミュニティ課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>地域運営支援助成金について</p> <p>各自治会及び校区自治協議会（以下「自治会等」という。）の決算報告を見ると、翌年度への繰越金が増加している。これはコロナの影響と思われる。</p> <p>助成金は、自治会等の活動の維持・活性化を目的とするものである。したがって、事業の中止等により費用が削減された場合は、返還を求めるのが基本である。</p> <p>しかし、補助金の交付要綱等の整備が不十分なため、繰越の限度額の設定もされず漫然と繰越額が増加している実態である。地域コミュニティ課においては、交付要綱等の整備を進めるとともに、自治会等の自主的な活動を推進するために市の指導の下に繰越金の適正な執行を求めるべきである。</p>	<p>地域運営支援助成金につきましては、交付に至った経緯などから、自治会長報酬並びに隣組長手当等の基礎的な運営費用に充てられています。</p> <p>しかしながら、事業の中止や縮小による繰越金の増加は、適正な執行を求めるべきものと考えます。</p> <p>つきましては、本制度が自治会等の自主的な活動を推進する望ましい制度となるよう、自治会等と協議し、要綱等の整備を検討していきます。</p>	<p>R4.12.12</p>

5 令和4年度学校監査

監査の結果及び措置状況（教育部学校教育課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>学校徴収金の未納金に関する取扱いについて</p> <p>学校徴収金の未納金については、各学校において未納家庭への督促等や就学援助費、児童手当からの充当を行うことで、多くの場合徴収できている状況であった。</p> <p>未納金が回収不能となった場合の不納欠損の手続きの整備については、以前から指摘しており、未納金の取扱いについて実態を踏まえた規程等を早急に整備されたい。</p>	<p>各学校においては、引き続き未収入金の回収に努めるとともに、不能欠損処理の方法等につきまして、現在学校教育課で他市の状況等を調査・情報交換しているところです。</p> <p>ご指摘のように実態を踏まえた方法について他市の状況等に注視して今後の対応を検討していきたいと考えております。</p>	<p>R5.3.2</p>

監査の結果及び措置状況（教育部学校教育課 太宰府東小学校）

監査結果	措置状況	通知日
<p>薬品の管理について</p> <p>薬品受払簿（理科薬品台帳）を確認したところ、受払簿記載もれのため、薬品の残存数量と受払簿記載内容が合致しないもの、また、使用済薬品が薬品庫上にそのまま保管されているものが見受けられた。</p> <p>盗難及び紛失の防止を図るため、薬品受払簿による使用量の把握、薬品受払簿と残量との定期的な照合や確認を徹底し、適切な薬品管理に努められたい。</p> <p>特に、毒物及び劇物の管理にあたっては、児童生徒等に危険が及ぶ可能性があることを十分に考慮し、管理に努められたい。</p>	<p>薬品庫上の使用済み薬品については、その日のうちに片付け、処分を行いました。</p> <p>今後、実験にて薬品を使用した場合は、実験終了後に片付け、処分を行うよう全職員に指示徹底を行いました。また、薬品庫にも同じ内容の掲示を行いました。</p>	<p>R5.3.1</p>

監査の結果及び措置状況（教育部学校教育課 太宰府西中学校）

監査結果	措置状況	通知日
<p>薬品の管理について</p> <p>薬品受払簿（理科薬品台帳）を確認したところ、受払簿記載もれのため、薬品の残存数量と受払簿記載内容が合致しないもの、また、使用済薬品が薬品庫上にそのまま保管されているものが見受けられた。</p> <p>盗難及び紛失の防止を図るため、薬品受払簿による使用量の把握、薬品受払簿と残量との定期的な照合や確認を徹底し、適切な薬品管理に努められたい。</p> <p>特に、毒物及び劇物の管理にあたっては、児童生徒等に危険が及ぶ可能性があることを十分に考慮し、管理に努められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・薬品を使用した人が使用した日に使用量を薬品簿に記入します。 ・薬品を購入した場合は、納品された日に薬品簿に記入します。 ・定期的に理科の担当複数名で残存量の確認を行い、薬品簿の記入もれがないか確認を行います。 ・薬品はすべて薬品庫に片づけ、施錠する。特に毒物及び劇物については、使用后直ちに薬品庫に入れ施錠します。 ・使用済みの薬品の瓶については、定期的に処分します。 	<p>R5.3.1</p>